



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは未来の宝です。未来を担う一人ひとりの子どもに対して、限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、健やかな成長を促すことは大人の責務です。

第1期計画においては、子育てに第一義的な意義を持つのは『親』であり、親が子育てを通して、『親』としての自覚や誇りを持ち、一人の自立した地域人として成長していくこと、また、親や子育て家庭を社会全体で支え、積極的に子どもや子育てに関心を持ち、住民・地域社会・行政が相互に連携し、一人ひとりが夢を持ち続けることができる“まち”として、さらに発展するため、『子どもが輝くまち ぎなん』を基本理念に掲げ、子育て支援の施策を推進してきました。



本計画においては、第1期計画で掲げた基本理念を引き続き継承し、この理念を具現化するために各施策を実施していきます。

また、これらの施策を実施することで、本町のすべての子どもの権利が保障され、子どもたちが安全な環境でいきいき育ち、笑顔がかがやくまちづくりをめざします。

さらに、全ての子育て家庭が岐南町で子育てを楽しみながら、岐南町に住んで良かったと実感できるまちになることをめざします。

2 基本的な視点

本計画では、第1期計画の次の3つを基本的な視点を継承し、子育て支援施策を通じた取り組みを行います。

(1) 子どもが子どもらしく生きる

子どもは、大人に夢を与えてくれる存在であり、社会の希望であり、社会の未来を創造する力です。そのために、子どもは『今・この瞬間』を十分に生き、謳歌することが求められます。一方で、地域コミュニティの希薄化・少子化・遊びの場の減少等によって、子どもが子どもらしく生きることが困難な現実に直面しています。

そのために、地域社会全体が、子どもという存在を理解し、子どもが「いる」ことに喜びを感じられる場や空間とともに、子どもが自己を十分発揮できる環境を充実させます。

(2) 大人が大人らしく、親としての自覚と責任を持つ

地域や社会が家庭における子育ての負担感や不安感、孤立感に寄り添うことによって、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合うことができ、環境を整え、親としての自覚と責任を持てるような質の高い子育て支援環境を整えます。さらに、保護者が一人の社会人として、子育てをしながら、社会と接点をもち、人として成長できるまちを目指します。

加えて、子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るために、子育ての相談窓口を一本化し妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

(3) 地域全体で「すべての子どもと家庭」を支援します

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

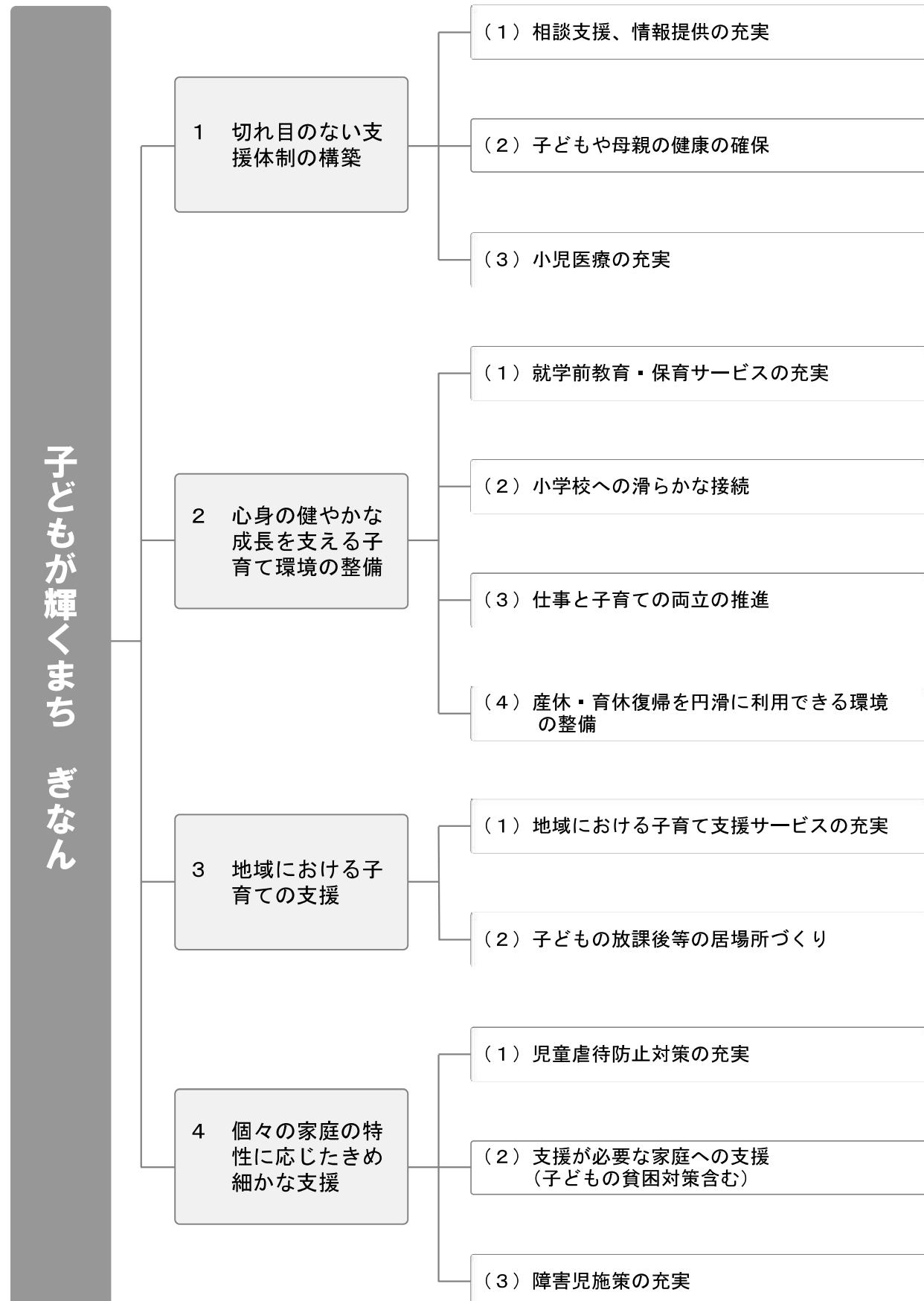
近年、子どもの人権が脅かされる事件が増えており、子どもの命を守ることを最優先とし、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]



4 基本目標・施策の方向性

基本目標 I 切れ目のない支援体制の構築

施策の方向（1）相談支援、情報提供の充実

保護者の個々の状況に応じて必要なサービスや支援が受けられるよう、利用者支援体制の充実を図ります。

また、保護者が安心して子育てができるよう、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

さらに、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援するとともに、一人ひとりの状況を受け止め、家庭や地域の中で孤立しないように、必要な支援を行います。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
① 子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたるまで、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を生かし、必要な情報を共有して切れ目のない支援を行っていきます。子育て世代包括支援センターに保健師等を配置し、ワンストップ相談窓口において妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握し必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かな相談支援等を行っていきます。
② 情報提供の充実	地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、広報や子育てハンドブック等を通じて、子育て家庭に対して情報発信を行っていきます。

施策の方向（2）子どもや母親の健康の確保

各種健診等の機会を通じて、子どもの健やかな成長を支援するとともに、母親の健康管理や経済的な負担の軽減等、子どもと保護者が安心して、健康に暮らせるよう支援していきます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
① 妊婦健康診査	妊婦が受けける健康診査（妊婦健康診査）に係る費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保していきます。
② 乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる家庭に助産師・保健師が訪問する事業です。訪問者は、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者から育児に関する話をお聴きすることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんがすこやかに成長できるように支援します。訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、関係機関と連携を図り支援していきます。
③ 産前産後サポート事業	妊娠、出産、子育てに関する悩み等に対して、不安や悩みを傾聴し相談支援を行います。地域の母親同士の仲間作りを促し、妊娠婦の家庭や地域での孤立感を解消し、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるよう支援を行います。
④ 病児・病後児保育	病児・病後児保育については、保護者のニーズ等を把握しながら他市町と連携し事業の充実を図っていきます。

施策の方向（3）小児医療の充実

乳幼児への医療費助成や周辺自治体・関係機関と連携をとりながら平日夜間診療・休日診療を引き続き実施していくとともに、子どもの疾病や障害の早期発見に取り組んでいきます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
① 子ども医療費助成事業	入院・通院とともに中学校卒業までの子どもに対して、保険診療に係る自己負担分を助成します。
② 小児救急医療事業	小児夜間急病センターと休日急病センターの開設による岐阜圏域の小児一次救急医療体制の確保や休日の郡内における一次・二次医療体制の継続確保により、いつでも安心して医療が受けられるよう周辺自治体や医療機関、医師会等との連携を図ります。

基本目標Ⅱ 心身の健やかな成長を支える子育て環境の整備

施策の方向（1）就学前教育・保育サービスの充実

保育施設の待機児童の解消に向け、子どもの人口の推移や保護者の就業の変化をふまえ、保育の受け皿を支える保育人材確保の支援、保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

さらに、認定こども園化の推進、保護者の保育ニーズに応じた多様な教育・保育サービスを確保します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
① 認定こども園の推進	認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能をあわせ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。現在、本町には幼稚園がなく、半数の保育所が認定こども園に移行するにとどまっています。町外の幼稚園に通園している子どももいることから、保護者の就労状況に関わらず入園が可能となり、保護者ニーズに応えることができるよう町内での認定こども園のさらなる整備を推進していきます。
② 教育・保育の質の向上	乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。乳幼児期の遊びは生涯を豊かに生きるために必要とされる力を身につけていくための「学習」であるという原点に立ち教育・保育を進めています。子どもは自発的に取り組む活動（遊び等）を通して、様々な学びをしています。そのため、子どもの興味・関心が自ずとわくような質の高い人的・物的な環境を整えることに力を注ぐとともに、子どもの遊びや生活を読み取り評価する視点等、関係職員の資質向上のための研修・交流等を行っていきます。今後も、子ども自らが取り組みたいと思える保育内容の充実に努め、その中で子どもが自己を肯定する気持ちをはぐくみながら、生涯を豊かに『生きる力』を身につけられるような質の高い教育・保育ができるよう支援していきます。
③ 保育士の資質の向上・確保	就学前教育・保育の基本理念のもと、保育士が、すべての子どもの健やかな育ちに向けて、今までの研修体制を見直し、より効果的な実施方法の検討を行います。町内の保育士を対象とした町主催の合同研修や町外で開催される研修プログラムへの参加、また、情報交流を通じて教育・保育の共通理解を深め、保育士の資質向上に努めます。さらに、保育士の確保や離職防止、働きやすい職場環境を整備するため、保育士確保サポート奨励事業や保育体制強化事業等により保育施設や保育士へのサポートを行います。また、各保育施設からの求人チラシを庁舎内に設置する等保育士確保の支援に努めます。

施策の方向（2）小学校への滑らかな接続

本町では、会議などの機会をとらえ保育士、主任児童委員など関係機関の連携を密にしてきました。引き続き、子どもの発達や学びの連續性を踏まえ、教育・保育関係者や機関が相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう連携を強化します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
① 保育所・認定こども園・小学校連携推進	子どもの発達や学びを確保し、小学校生活への安心感や経験の積み重ねとなるよう、協議会等で就学前教育と小学校教育の滑らかな接続を目指した取り組みを行います。そのために、保育所・認定こども園・小学校の教職員の資質向上を図るとともに、教職員間の連携や接続の体制づくりに努めます。

施策の方向（3）仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援が重要になります。

仕事と子育ての両立のために、家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、町民や事業所に対する意識啓発を進めています。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
① パパママ教室の実施	出産を迎える夫婦を対象に、育児に対しての関心を高め、楽しい子育てができるよう体験学習や交流会を行います。
② 仕事と子育ての両立に向けた啓発推進	働き方改革等に関する情報提供や、仕事と子育ての両立ができるよう様々なサービスの実施や紹介を行い環境づくりを促進します。また、役場ホームページを活用した啓発に積極的に取り組みます。

施策の方向（4）産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

保護者が働きながら子育てを行うために、保育サービス等の充実は必要不可欠であることから、子どもにとって良好な保育環境の充実を図ります。

また、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育又は地域型保育事業を利用できるよう、子育て世代包括支援センターと連携を図りながら、産休・育休中の保護者に対して情報提供を行います。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
① 教育・保育の提供体制の確保	人間形成の基礎を育む就学前教育の充実を目指し、希望する全ての子どもへの質の高い教育・保育を提供できるよう、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、質の高い教育と保育を一体的に提供できる「認定こども園」への移行を推進していきます。
② 産休・育児休業制度の周知・啓発	町民や町内事業所に対し、産休・育休制度の周知・啓発を行い、制度の利用促進につなげます。

基本目標Ⅲ 地域における子育ての支援

施策の方向（1）地域における子育て支援サービスの充実

町内の子育てサロンにおいて、子育て中の親と子がいつでも気軽に参加でき、交流できる機会と場所等の環境整備及び子育て支援員の人的配置を充実します。

また、多様な保育ニーズに対応した、延長保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育サービスを今後も継続していきます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
① 延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。現在の提供体制を維持しながら、今後は、子どもへの負担も考慮した保育環境の充実を図っていきます。
② 保育施設一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育・教育施設等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。
③ 利用者支援事業	保健師等の専門職がすべての妊娠婦等の状況を継続的に把握し、関係機関と協力し妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を実施していきます。 子ども及び保護者が、保育施設等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。支援の実施にあたっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して保育・教育施設及び地域の子育て支援事業等の情報集約に努め、提供していきます。
④ ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な預かり等、子どもの健やかな育ちを地域で支援する会員組織です。制度の普及・推進に努めるとともに、今後は提供会員の養成にも力を入れ安定した人材確保を努めます。
⑤ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン事業）	町内の子育てサロンにおいて、子育て中の親と子がいつでも気軽に参加でき、打ち解けた雰囲気の中で語り合ったり、交流できる機会を一層充実するとともに、子育て支援員による子育て相談や保護者同士のネットワークづくりにより、子育てに対する不安感等を緩和します。また、地域の高齢者や自治会、子育てサークルといった地域資源との連携を図りながら、地域全体で子どもの育ち・親の成長を支援していきます。さらに、育児に不安を抱える保護者の増加を考慮し、子育てサロンにおける育児講座等、親子で気軽に取り組めるような学習機会の提供やきっかけづくりに努めます。事業の実施にあたっては、父親の参加を促進するために、講座の開催日や時間帯の検討を行います。

施策の方向（2）子どもの放課後等の居場所づくり

放課後児童クラブ（学童保育）については、保護者の就労状況の変化をふまえ、安定的な運営と児童の居場所の確保を行うとともに、学童保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

また、放課後子供教室、子ども食堂の支援など地域で多様な子どもの放課後の居場所づくりを推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
① 放課後児童クラブの充実	町内の全小学校区において引き続き学童保育を実施し、安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組み、放課後児童クラブを利用する児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。また、条例等の基準を踏まえた施設整備や、入室定員の弾力的運用により待機児童の発生の防止に努めます。
② 放課後子供教室の充実	児童にとって安心・安全で、知・徳・体のバランスのとれた活動ができる居場所づくりに取り組みます。また、各小学校区で開催されている放課後児童クラブの児童たちが、放課後子供教室にも参加できるように、連携型の活動を行える環境を整えていきます。将来的には、一体型の活動が行えるよう努めます。
③ 子ども食堂の支援	支援を必要とする子ども等が健やかに育成される環境の整備を進めるため、食事の提供を通じた居場所づくりを行っている団体等を支援していきます。

基本目標IV 個々の家庭の特性に応じたきめ細かな支援

施策の方向（1）児童虐待防止対策の充実

児童虐待は子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をともなう場合があることが指摘されています。

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

児童虐待防止のための相談や地域と連携しての見守り活動等に取り組みます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
① 虐待予防の啓発	児童虐待問題に対する深い关心と理解が得られるように町広報紙「マイタウンぎなん」に児童虐待防止のための広報記事を掲載し、また、公共施設内にポスターの掲示やチラシを設置するなど虐待防止啓発を推進していきます。
② 要保護児童対策地域協議会の機能強化	虐待を受けている児童等の早期発見や住民からの通告等に迅速に対応できるよう、子育て世代包括支援センターと子ども相談センターや教育機関、警察等、地域関係機関が連携を取り合い、それぞれの機関が効果的に責任を持って関わることができる体制づくりを推進していきます。
③ 養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師、保育士など専門職の訪問による相談や指導等の支援を行います。養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も関係機関と連携しながら事業を展開していきます。
④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）では、児童の保護者が、出産や病気等の社会的事由で一時的に家庭において養育できない場合に児童福祉施設等で養育保護をします。最近では育児疲れによる利用も増えており、よりきめ細かな対応が必要になってきてています。引き続き児童養護施設と連携しそれぞれの家庭のニーズに対応できるよう実施していきます。

施策の方向（2）支援が必要な家庭への支援（子どもの貧困対策含む）

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるように、相談体制等の充実に努めます。

また、子どもの貧困や居場所のない子どもが問題となっており、このような問題に対応するため、支援が必要な子どもたちへの支援に取り組みます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
① ひとり親家庭等の自立支援の推進	本町では近年ひとり親家庭が増加しており、家事や子育て、経済的な問題など家庭生活において多くの問題を抱えているケースが少なくありません。今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていくよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。
② 支援が必要な子どもたちへの支援	岐阜地域福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、関係機関や地域と協議・連携しながら、支援が必要な子どもたちを対象に、子ども食堂や学習支援等さまざまな支援を推進していきます。

施策の方向（3）障害児施策の充実

障害のある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害のある児童等及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ります。また、医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築を目指します。

さらに、職員の資質を向上し、障害児保育の充実を図っていきます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
① 障害の原因となる疾病的予防と早期発見	妊婦健康診査や訪問事業などを通じて、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進するとともに、乳幼児健康診査などで、子どもの健康状態の把握に努め、関係機関と連携を図り、疾病や障害の早期発見・早期療育・早期治療へつなげます。
② 年齢や障害等に応じた支援	2歳児・3歳児健診時のフォロー児に対する親子教室の実施、個別指導が必要な未就学児には「岐南町通園療育ルーム」で支援を行います。発達相談では、保護者の困り感に寄り添い子どもの成長発達を見極め保護者の障害受容、その後の円滑な支援へつなげます。また、障害児が地域の中で健やかに成長できる環境をサポートするため、各種福祉サービスを提供します。
③ 障害児教育・保育の充実	保育施設等における発達障害児を含む障害のある子どもの保育、さらには幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続や、質の高い支援を目指すため、教育委員会等と連携を図っていきます。